

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい詐欺トラブルなどについての情報を皆さまにお伝えしています。

こんな相談ありました！

出会い系サイトの

「お金をあげる」はウソ？！

「お金を受取ってほしい」とメールが女性から届いた。「宝くじで1億円当選したが余命宣告を受けておりどうすることもできない、誰かに受取ってほしい」と言う。怪しいと思い無視していたが頻りにメールが届くので、本当に困っているのかと思い、やり取りを始めた。お金の受領方法をメール交換するためにポイント代金を200万円も支払ったが、いつまでたってもお金がもらえない。騙されたのではないか。

☞ 相談員からのアドバイス

- ◆「お金をあげたい」などといったメールから有料の出会い系サイトなどに誘導され、相手の巧みな言葉を信じてやり取りをするうちに高額な利用料を支払ってしまったという相談が、老若男女を問わず寄せられています。
- ◆メール相手が「サクラ」であることも考えられますが、証明するのが難しく、お金を取り戻すことは困難です。
- ◆うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。

うまい話に
注意して！

いざというとき役に立つ！ クーリング・オフ

クーリング・オフの通知は必ず書面で！

📄 ハガキの書き方

Q. クーリング・オフとは？

A. 訪問販売や電話勧誘販売などで不意をつかれて契約してしまった場合、契約から一定期間内であれば無条件で契約の解約ができる制度です。

Q. クーリング・オフできる期間は？

A. 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務取引（エステ、家庭教師等）は8日、マルチ商法、業務提供誘引販売取引（モニター商法等）は20日です。

Q. クーリング・オフできないものは？

A. 通信販売や店舗で購入したものや使用してしまった消耗品、3,000円未満のもの等はできません。

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇〇〇株式会社
担当者名 〇〇 〇〇

上記契約を解除します。
なお、支払い済みの金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日
住所 〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇

(はがき裏)

☐ 〇〇〇〇〇〇

事業者住所

事業者名

代表者名 様

(はがき表)

- ※ 控えとして両面をコピーし保管する。
- ※ 特定記録郵便で出す。

発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30